

奈良市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和元年 6月28日

奈良市監査委員	東 口 喜代一
同	中 本 勝
同	道 端 孝 治
同	三 橋 和 史

奈 監 第 23 号
令和元年6月28日

奈良市長 仲川元庸様
奈良市議会議長 森田一成様

奈良市監査委員	東 口 喜代一
同	中 本 勝
同	道 端 孝 治
同	三 橋 和 史

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

なお、平成31年4月1日に組織・機構が再編されていますが、今回の定期監査は、平成30年度の財務に関する事務の執行について実施したので、監査対象を旧組織名で表記しています。

1 監査対象

総合政策部	秘書課	広報戦略課	危機管理課
総務部	人事課	法務ガバナンス課	保健所・教育総合センター管理課
財務部	納税課	滞納整理課	

福祉部 福祉政策課 障がい福祉課 国保年金課 介護福祉課
子ども未来部 子ども政策課 子ども育成課（児童館を含む）
 子育て相談課（子ども家庭相談室、児童相談所設置準備室を含む）
健康医療部 医療政策課 保健・環境検査課 生活衛生課
観光経済部 産業政策課 農政課
公平委員会事務局

2 監査期間

平成 31 年 4 月 9 日から令和元年 6 月 28 日まで

3 監査方法

平成 30 年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成 31 年 2 月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。なお、監査は行政監査的な視点にも留意して実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

総合政策部

危機管理課

- (1) 奈良市災害対策情報伝達システム（Web 会議システム）利用契約において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号により 1 者見積りによる随意契約を締結していたが、予定価格調書の金額は随意契約の範囲額を超えていた。

予定価格が競争入札を行うべき金額であることから、適正な契約事務を行われるよう厳重に注意されたい。また、これらを含め事務処理に誤りが複数見受けられたことから細心の注意を払い適正な事務処理を行われたい。

(2) 防犯カメラ電柱共架料について、関係書類を査閲したところ、電力会社及び電信電話会社と5年間の長期継続契約を締結していた。

当該契約は、防犯カメラを設置するため電柱の一部を借りる契約であり、奈良市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用基準に規定されている「物品のリース契約」に該当しないため、単年度契約で締結されたい。

(3) 防災対策維持経費の委託料について関係書類を査閲したところ、備品購入費から予算流用して執行していたが、支出負担行為書の起票日が、予算流用通知書の確定日より前の日付になっていた。

支出負担行為は、地方自治法第232条の3に規定されているとおり、予算の定めるところに従わなければならないことから、予算流用確定後に行われたい。

総務部

人事課

観光庁に観光行政実務研修として派遣されている職員の出張旅費において、観光戦略課長又は観光経済部長の出張命令により、市外旅費及び外国旅費が人事課から支給されているが、復命書は派遣先である観光庁にのみ提出されており、人事課及び派遣元である観光戦略課、どちらの課も復命書の提出を受けていなかった。

出張命令及び旅費の支給も行っていることから、奈良市職員服務規程第23条に基づき、所属部署に対して復命書の提出を受け出張内容を確認するよう指導するとともに、旅費執行の妥当性を確認されたい。

【意見】

宿泊料が限定支給された際の食事代について

職員等が出張し、宿泊費が限定支給された際の食事代については、「服務に関する制度の改正について」（平成23年4月1日施行）及び「旅費の取扱いについて」（平成29年8月21日付け奈総人号外）によって通知されているが、職員等の旅費に関する条例等には規定がなく、通知の確認不足による支給漏れが見受けられた。

支給漏れを防ぐためにも、職員等の旅費に関する条例等への規定を検討されたい。

【意見】

審議会等委員の費用弁償について

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例には、非常勤の特別職の職員が、その職務のために旅行したときは費用弁償を支給すると規定されている。しかし、市の附属機関である審議会等の委員（非常勤の特別職の職員）が会議に出席する場合の費用弁償（市内旅費を含む）を支給している事例と支給していない事例があった。

これは、費用弁償の取扱いは同条例で規定されているが、委員が会議に出席する場合の取扱いの解釈が統一されていないためである。取扱いが統一できるよう条例の見直しを行うなど対応策を検討されたい。

保健所・教育総合センター管理課

施設修繕について、関係書類を査閲したところ、写真及び完了届を徴取していない事例が複数見受けられた。

地方自治法第234条の2の規定より、職員は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするための検査をしなければならず、写真及び完了届は履行確認に必要な書類であることから、漏れなく徴取されたい。

福祉部

福祉政策課

介護予防・生活支援サービス事業事務経費の委託料について関係書類を査閲したところ、地域介護予防活動支援事業経費の委託料から予算流用して執行していたが、支出負担行為書の起票日が、予算流用通知書の確定日より前の日付になっていた。

支出負担行為は、地方自治法第232条の3に規定されているとおり、予算の定めるところに従わなければならないことから、予算流用確定後に行われたい。

障がい福祉課

社会福祉事務経費の償還金利子及び割引料について関係書類を査閲したところ、

支出負担行為書の起票日が、補正予算の成立日より前の日付になっていた。

支出負担行為は、地方自治法第232条の3に規定されているとおり、予算の定めるところに従わなければならないことから、予算流用確定後に行われたい。

【意見】

「みどりの家はり・きゅう治療所」運営経費とサービスの公平性について

「みどりの家はり・きゅう治療所」は、昭和53年（1978年）に東洋医学と西洋医学の統合医療により心身障がい者（児）や難病患者の機能障害や能力低下及び病気の予防と健康のための治療を行うため、奈良市総合福祉センター内に開設され、治療費は無料である。平成30年度は延べ3,360人が利用しているが、同じ利用者が何回も利用しており、実質的な利用者数は約80人と固定化している。利用可能対象者数約1万人に対する利用者割合は約0.8%と極めて低い状態である。市から運営経費として、みどりの家鍼灸院運営委託料が毎年支出されている。当該委託料は、治療業務に対する委託料として支払われているが、単価×治療回数による積算ではなく、鍼灸師、事務員等治療所職員3名分の人件費相当額を委託先に支払っている。委託料以外には、医師への報償費、鍼、もぐさなどの医薬材料費、消耗品費等が支出されており、平成30年度の支出予算合計額は18,142,000円となっている。当該治療所の年間運営経費を固定利用者数約80人で割ると、患者一人当たりのコストは年間226,775円となる。

当該治療所は、障がい者のための施設であり配慮は必要であるが、費用対効果及び公平性の観点から運営状況について妥当であるか、所管課は検討する必要があると考えられる。開設された40年余り前と比較すると医療は進歩し、病気に対する治療方法等も進み、社会環境及び財政状況も大きく変化していることから「みどりの家はり・きゅう治療所」の運営経費を含めた事業運営の見直しを行われ、より良い福祉サービスとなるよう努められたい。

国保年金課

(1) 国民健康保険料の前年度収入未済分の繰越調定において、監査基準日である平成31年2月末日現在で調定が行われていなかった。

調定は金額が確定次第、速やかに行われたい。

(2) 奈良市国保年金システムのシステム修正委託において、受注者から再委託

承認申請書が提出されていたが、承認手続を経た書面が存在しなかった。

再委託は、委託契約書第 4 条及び奈良市個人情報取扱特記事項第 7 条に規定されているとおり原則禁止となっており、申請内容が妥当である場合に限って書面で事前承認を行う例外的なものであり、書面による手続がなされていないければ、再委託先において個人情報の取扱いに事故があった場合、責任の所在が不明確となりかねない。

また、受注者とは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、競争入札に適しないものとして随意契約を締結していることから、再委託を承認する場合はより一層厳格な審査が必要となる。

これらのことから、受注者から再委託の申請があった場合、市は申請内容が妥当であるか、再委託の理由が随意契約の趣旨と矛盾しないかといった点について適切に審査を行った上で、承認する際には契約書等に基づき書面にて事務手続を行われたい。

健康医療部

医療政策課

研修に参加した職員 2 人の市外旅費において、研修施設に宿泊し、宿泊料を限定支給していたが、夕食代及び朝食代を支給していなかった。

「服務に関する制度の改正について」（平成 23 年 4 月 1 日施行）によると、旅程において宿泊料を限定支給し、かつ、各自自由食となる場合、食事代を別途定額支給することになっているため、適正な事務処理を行われたい。

観光経済部

産業政策課

奈良市勤労者総合福祉センターの使用料については、収納事務を指定管理者に委託している。使用申請書の申請項目に載っていないトレーニングルームとシャワー室の使用申請については、使用券が受付で交付されており、半券が控えとして存在していたが、使用券の存在を所管課は把握していなかった。そのため、トレーニングルームとシャワー室の使用料については指定管理者が作成した報告書でしか確認を行っていなかった。また、半券と照合を行ったとしてもトレーニングルームとシャワー室の入室時に指定管理者は使用券の確認を行っておらず、使用券がなくても施設の使用が可能であり、実際の使用者数と使用券の半券の枚

数が合致するのかわ確認できない状態であった。

所管課は、現場の状況を把握し使用料が適切に徴収できる状況を整えた上で、使用料の報告が正確であるか証拠書類と計数照合を行い、確認を行われたい。

【複数課にわたる共通意見】

補助金における収支決算書等の内容確認について

市が交付する補助金について、所管課は補助金交付団体から収支決算書を徴取しているが、領収書等の外部証拠資料との照合による計数の確認は行っていない事例がほとんどであった。

所管課は、領収書等の原本を基に、補助金が補助対象外経費に支出されていないか確認した上で収支決算書との突合を行い、補助金の交付目的に沿って執行されているかを適切に把握されたい。また、領収書等を確認した際には原本に証跡を残し写しを保管するなど、事後の説明責任を担保する必要がある。